# 変形労働時間制、国会審議のポイント

# 1. どのような手続きで、各学校に導入しようとしているか?

「①各学校でご検討いただいた上.

- ②市町村教育委員会と相談をし、
- ③市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会が、改正後の給特法や文部科学省 令、指針などを踏まえて条例案を作成し、 ④県議会成立の上、
- ⑤この条例に従って、学校の意向を踏まえ、市町村教育委員会が、導入する学校や具体的な 導入の仕方、これは勤務時間の配分や対象となる教職員ということになりますが、を決定する」

(2019.11.13 衆議院文部科学委員会・丸山文科省初中局長) \*数字は「会」が記載

#### 2. 各自治体で変形労働時間制を採用しないことも有り得るのか?

「各自治体の判断で採用しないということも有り得ると思います。しかし、その場合にあっても、 勤務時間の上限のガイドラインはきちんと定めてもらわなきゃなりませんので、変形労働時間制 を採用しないとしても、当然のことながら、週単位あるいは月単位の上限はきちんと定めた上で、 職員の皆さんの健康管理も含めた新たな視点で、地方自治体が責任を持ってやるということであ れば、それは選択肢として排除をしません」(11月13日衆議院文部科学委員会・萩生田文科大臣)

#### 3. 学校の意向を踏まえずに都道府県の条例で一律に強制することはできるのか?

- ①「…導入に当たっては、服務監督権者である教育委員会が、本制度を活用するに当たっては、 教職員の服務監督の観点から、校長を通じて教職員の状況を充分に踏まえた上で検討されること になるというふうに考えております」(11月13日・衆議院文部科学委員会・丸山文科省初中局長)
- ②「非常に私が危惧するのは、学校単位の意思ではなくて、県下全ての学校に対して強制的に導入をされる可能性が出てくるのではないか。あくまで学校単位の意思であること、それから、都道府県あるいは市町村の教育委員会を通じて、導入の強制が排除をされること、これはどのように、担保されていますか」(11 月 13 日・衆議院文部科学委員会・吉川委員) ⇒「…そういった意味では、各学校の意向を踏まえずに都道府県の条例で一律に強制することはできないものと考えておりまして、このことはこれからの説明会などで徹底してまいりたいと思っています」(萩生田文科大臣)
- ③「うちの学校では導入しないと決めたと、反対だとした場合には、その学校には制度導入をしないということでよろしいですか」(12月3日・参議院文教科学委員会・吉良よし子委員) ⇒「今のようなことは当然生じることもあり得ると思います」(萩生田文科大臣)
- ④「条例制定に当たって学校での検討の結果、制度の導入について教員の合意が得られない場合、 また、条例制定後、教員の合意が得られず、学校の意向が制度導入を拒否する場合、制度は導入 できないとなるのでしょうか」「全体として教員の合意が得られなかった場合は学校の意向になら

ないという確認でいいですか」(11月15日・衆議院文部科学委員会・畑野委員)

⇒「各学校の意向を踏まえずに都道府県が一律に条例で強制をしても何の意味もないと思います。 当然、学校のみんなが嫌だと言うものを、これは幾ら条例ができたからといって、なかなかそれ を運用して、動かすことは無理だと思います」(萩生田文科大臣)

#### 4. 教員の個々の事情をよく汲み取り、個々の事情に応じて適用するか否かになるということか?

「…教育委員会,校長と職場代表者との話し合いの場が確保されるべきだと考えますが,…この 認識でいいか」(11月13日・衆議院文部科学委員会・城井委員)

⇒「…具体的に今回の制度を活用する対象者を決めるに当たって、校長がそれぞれの教師と対話 をし、その事情などをよく汲み取ることが求められています」(萩生田文科大臣)

# ※衆議院附帯決議(抜粋)

- 1 年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、 育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること
- ○超勤4項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き,

職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること

### 5. 変形労働時間制が適用されるには、指針の上限時間が遵守されている必要があるか?

「活用するすべての学校においてもその全ての教育職員に画一的に活用することを想定しているものではありません。このため、指針の上限時間の遵守については、1年単位の変形労働時間制を活用して休日のまとめ取りを行う教育職員それぞれについて、その在校等時間が指針の上限時間を遵守していることを想定しております」(11月26日・参議院文教科学委員会・丸山政府参考人)⇒「変形労働時間制導入する、適用される教員は、上限ガイドラインが遵守されていることが必要だと、そういうことでよろしいでしょうか」(吉良よし子委員)⇒「そのとおりであります」(丸山文科省初中局長)

# 6. 導入したけれど、指針の上限時間遵守が不可能になれば年度途中でやめることも有り得るか?

- ①「導入したけれども、やっぱり長時間労働が続いて、上限ガイドラインが遵守できない状態が続いたと、その場合は直ちにこの変形労働時間制の適用はやめると、そういうことでよろしいですか」(11 月 26 日・参議院文教科学委員会・吉良よし子委員) ⇒ (「年度途中等…要件が明らかに遵守できない状況が生じた場合には…それでもなお要件が遵守できないこととなれば、服務監督権者である教育委員会において、休日のまとめ取りのための 1 年単位の変形労働時間制の指定をとりやめることとなると考えております」(丸山文科省初中局長)
- ②「1回, やってみた, けれども来年度は取りやめるという判断もでき得ると。…」(吉良よし子委員)⇒「委員ご指摘のとおりであります」(12月3日・丸山文科省初中局長)